

## 緊急抗議声明

金融庁は4月22日に貸金業法施行規則を一部改正し、貸金業法13条2項が定める過剰融資規制（収入の3分の1ルール）の例外である緊急費用・個人事業主・配偶者の収入合算等の借入手続について、熊本地震の被災者については領収書等書類の提出を不要とする等の緩和をした。東日本大震災の際にも同様の「施策」がとられ、当協議会はこれに対する抗議声明を発したところであるが、総量規制は高金利引き下げとともに多重債務被害を予防するための貸金業法の重要な規定であり、その例外は極めて制限的な範囲でのみ許容されうるものである。

被災者に対してなすべきは、サラ金・クレジットによる高利貸付ではなく、義捐金・災害弔慰金・被災者生活再建支援資金のすみやかな給付、災害救助法に基づく現金給付等の「給付型」の支援であり、また、緊急小口貸付や災害援護資金貸付等、公的セーフティネットの貸付とその拡充である。

政府がなすべき施策を怠りながら、被災者にサラ金・クレジットによる高利貸付の利用を促すことは、政治の無策・無能をさらけ出すものにすぎない。被災者を更に多重債務被害に陥れかねない愚策である。また、被災者に対して政府は手を差し伸べず、高利貸しに頼ることを勧めるというメッセージを発するものであり、被災者を突き放し、失望させるものである。また、パブリックコメント手続を経ないなど手続的にも大いに問題がある。緊急事態というのであれば、貸金業法施行規則の改正などを行うよりも、災害救助法に基づく現金給付の実施などなすべきことは山ほどある。

当協議会は、今般の規則改正に強く抗議するとともに、政府・金融庁に対しては早期にこの規則改正を撤回すること、今後貸金業法の更なる緩和という愚策は絶対に行わないこと、現金給付や無利息・無担保の公的セーフティネット貸付を拡充すること、自然災害債務整理ガイドラインの周知や弾力的運用等の「二重ローン」対策等を早急に行うことを強く求める。

2016年5月11日  
全国クレサラ・生活問題対策協議会  
代表幹事 木村達也